

○東京藝術大学音楽学部履修規程

〔昭和46年2月23日〕
教授会決定

改正 平成23年12月8日 平成25年10月24日
令和4年1月13日

第1条 東京藝術大学音楽学部（以下「本学部」という。）における教育課程等（教職課程及び学芸員課程を含む）については、東京藝術大学学則及び東京藝術大学音楽学部規則に定めるもののほか、この規定に定めるところによる。

第2条 本学部における教育課程表は、別表のとおりとする。

第3条 学生は、卒業の要件とする授業科目の履修に際しては、学生の所属する学科、課程又は専攻の指導教員の指導により、所定の必修科目、選択科目及び自由科目を履修するものとする。

第4条 学生は、前条に規定された授業科目のほかに、本学部内において開設する科目を、または本学他学部、言語・音声トレーニングセンター、演奏芸術センター、芸術情報センター、社会連携センター、教養教育センター、グローバルサポートセンター及び単位互換制度により他大学の科目を履修することができる。

2 前項の科目を履修しようとするときは、あらかじめ当該科目担当教員の承認を受けなければならない。

別表（教育課程（カリキュラム）修得単位年次表）は省略

附 則

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

（略）

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。